

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

滑川市長 水野 達夫

市町村名 (市町村コード)	滑川市 (162060)
地域名 (地域内農業集落名)	中加積地区 (堀江、常光寺、安田、柴、高柳、小林、赤浜、寺町、森尻新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の中心経営体への農地集積率は80.7%と市内で高い集積率となっているが、今後、農業従事者(農業法人の構成員を含む)の高齢化や農業機械の更新による経営コストの増大を契機とした農業離れ等により、農業の担い手が不足する懸念がある。そのため、後継者の確保は喫緊の課題となっており、認定農業者の育成、法人化、新規就農者の支援等地域の実情に即した経営体の育成を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米・麦・大豆等の主要な作物を中心に生産に取り組む。
開けた地域であり、集約化するメリットがあることから更なる農地の集約化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	281 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、農地所有者は出し手・売り手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業を担う者が経営難等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った農排水路の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の幹旋、技術的指導や法人の合併などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業が困難である農業者についてアルプス農業共同組合に委託し、農作業省力化の支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域内の農業者で農地を管理することを基本とし、委託することにより効率化が期待できる作業に関しては委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。